

葑崎市一般廃棄物処理実施計画

【令和6年度】

令和6年5月

葑 崎 市

目次

第1章 総則	1
第1節 計画策定の目的	1
第2節 計画の位置づけ	1
第3節 計画の区域	2
第4節 計画の対象とする廃棄物	2
第5節 計画の期間	2
第2章 ごみ処理実施計画	3
第1節 ごみの区分及び排出量の見込み	3
第2節 数値目標の設定	5
第3節 収集・運搬計画	5
第3節 中間処理計画	9
第4節 最終処分計画	13
第5節 その他ごみ処理に関し必要な事項	13
第3章 施策の展開	15
【基本方針①】持続可能な一般廃棄物処理システムの構築	15
【基本方針②】循環型社会の推進	18
【基本方針③】社会変化に応じた市民サービスの提供	21
第4章 生活排水処理実施計画	24
第1節 し尿・浄化槽汚泥の区分及び排出量の見込み	24
第2節 収集運搬計画	24
第3節 処理計画	25

第1章 総則

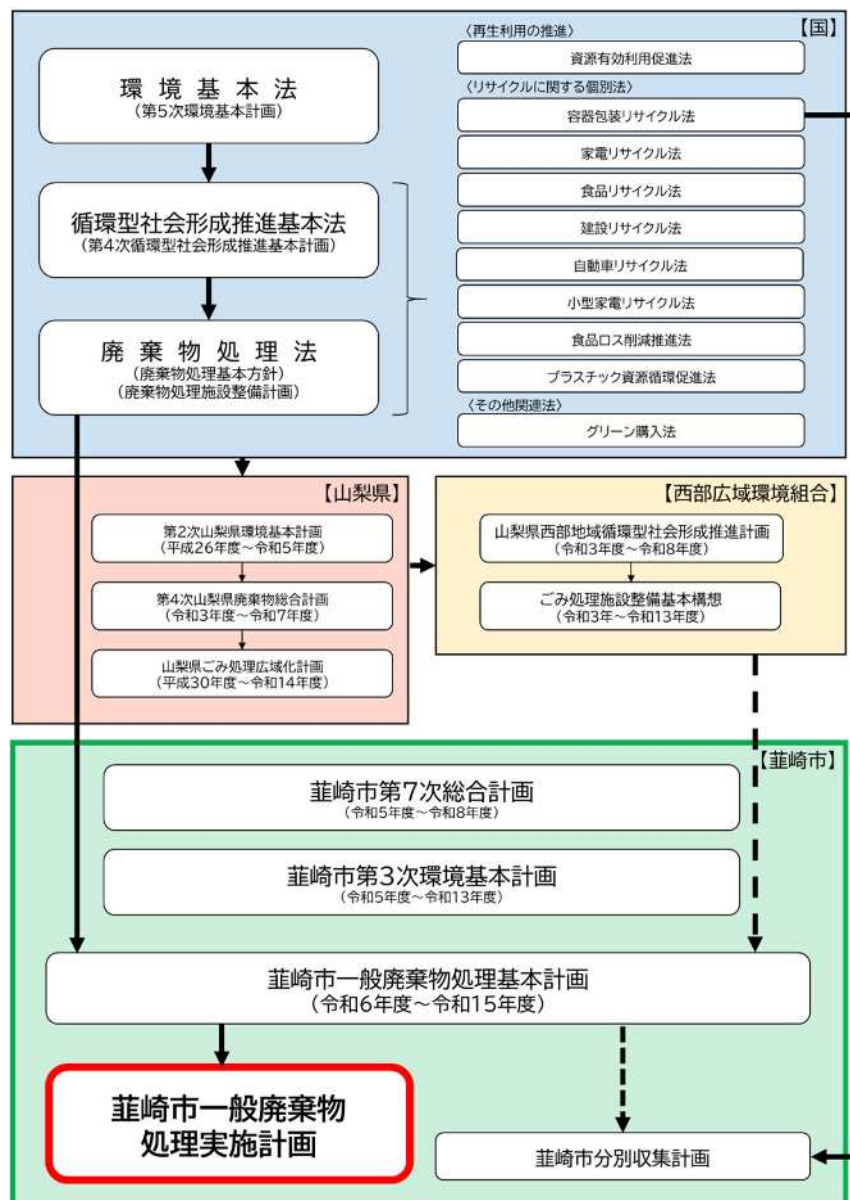
第1節 計画策定の目的

本実施計画は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「荊崎市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」及び「荊崎市一般廃棄物処理基本計画」に基づき、本市内で発生する一般廃棄物の適正処理を確保し、あわせて同基本計画の推進及び実施のために必要な廃棄物の減量、資源化及び適正処理等に関して必要な事項を定め、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とします。

第2節 計画の位置づけ

本計画の位置づけを図表1-1に示します。

【図表1-1】本計画と周辺計画の体系



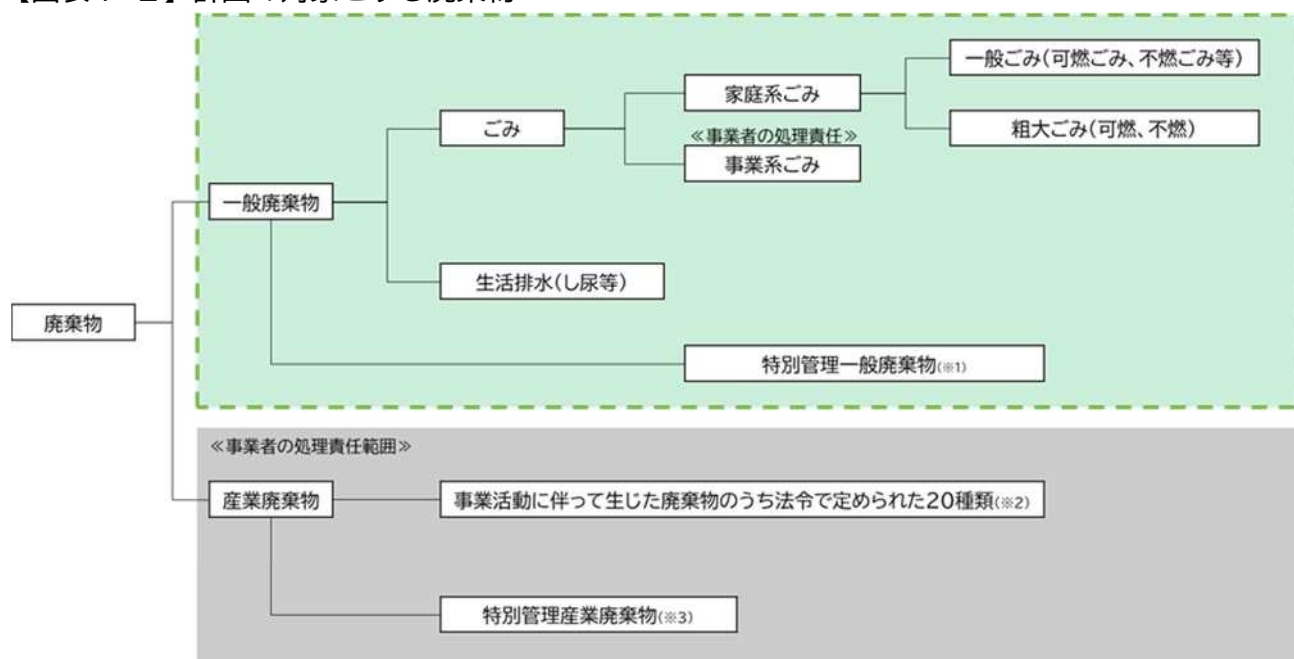
第3節 計画の区域

本計画の対象区域は、本市の行政区域全域とします。

第4節 計画の対象とする廃棄物

本計画の対象とする廃棄物は、「一般廃棄物」とします。

【図表1-2】計画の対象とする廃棄物



(※1)特別管理一般廃棄物とは、一般廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれのあるもの。(例PCB使用品、廃水銀等)

(※2)事業活動に伴って生じた廃棄物のうち法令で定められた20種類。(燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残渣、動物系固形不要物、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、鋳さい、がれき類、動物のふん尿、動物の死体、ばいじん、輸入された廃棄物、上記、廃棄物を処分するために処理したもの。)

(※3)特別管理産業廃棄物とは、産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれのあるもの。(例PCB使用品、廃水銀等)

第5節 計画の期間

本計画の期間は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までとします。

第2章 ごみ処理実施計画

第1節 ごみの区分及び排出量の見込み

本年度のごみの区分及び年間の排出量の見込みについては、図表2-1のとおりとします。

【対象とする一般廃棄物】

- ① 市が委託し、峡北広域環境衛生センターまで収集運搬する家庭系ごみ
- ② 排出者が自ら峡北広域環境衛生センターまたは、民間処分許可業者まで直接搬入する家庭系ごみ及び事業系ごみ
- ③ 一般廃棄物収集運搬許可業者が収集し、峡北広域環境衛生センターまたは、市内の民間処分許可業者へ搬入する家庭系ごみ及び事業系ごみ
- ④ 市が委託し、収集運搬を行う特別管理一般廃棄物のうち廃水銀

【図表 2-1】ごみの区分排出量の見込み

(t)

種類	分類	種別	主な収集品目	計画処理量
家庭系ごみ	可燃	可燃ごみ	生ごみ、紙製品、衣類 等	5,413
		可燃粗大ごみ	木製棚、机、ふとん、枝 等	116
	不燃	不燃ごみ	ガラス製品、陶器、包丁 等	373
		不燃粗大ごみ	家電製品、金属製家具 等	56
	有害	有害ごみ	乾電池、蛍光灯、鏡、水銀体温計 等	10
	小計…①			5,968
	資源	缶	飲料用アルミ缶、飲料用スチール缶	12.4
		ビン	飲料用ビン（ふたは除く）	49.0
		白色トレイ	白色トレイ	1.7
		プラスチック類	容器包装プラスチック／プラスチック製品	14.7
		ペットボトル	飲料用ペットボトル	22.1
		新聞（チラシ）	新聞・チラシ	208.3
		雑誌	雑誌、本、辞典 等	99.1
		ダンボール	ダンボール	135.6
		牛乳パック	牛乳パック、飲料用紙パック	2.9
		OA紙（庁舎のみ）	OA紙	1.4
		ミックス紙	紙箱、紙ファイル、封筒、はがき 等	59.2
		廃食油	食用油	0.8
	小計…②			607.3
	合計（①+②）…③			6,575
事業系ごみ	可燃	可燃ごみ	生ごみ、紙製品、机、ふとん、枝 等	2,287
	不燃	不燃ごみ	ガラス製品、陶器、金属製品 等	39
	小計…④			2,326
	資源	資源ごみ	資源ごみ	0
	小計…⑤			0
	合計（④+⑤）…⑥			2,326
総計（③+⑥）…⑦			8,901	
可燃ごみ			7,816	
不燃ごみ			468	
資源ごみ			607	
その他ごみ			10	

第2節 数値目標の設定

1. 前年度の数値目標の達成状況

※ 令和6年度は基本計画策定年度のため未記載。

2. 今年度の数値目標の設定

菰崎市一般廃棄物処理基本計画において、「ごみの処理費用の抑制」、「ごみの排出量の抑制」、「ごみの資源化の促進」、「中間処理量の削減」、「最終処分量の削減」について、6つの数値目標を設定しています。

本年度の具体的な数値目標は図表2-2のとおりとします。

【図表2-2】本年度の数値目標

項目		R6
(ア)	1人当たりのごみ処理費用(円)	20,500
	ごみ処理費用_収支総額(千円)	574,000
(イ)	1日1人当たりのごみ排出量※1(g)	827.8
	1日1人当たりの家庭系ごみ排出量※2(g)	540.8
(ウ)	排出時点の循環利用(リサイクル)率	9.9%
(エ)	直接焼却量(t)	7,007
(オ)	最終処分量(t)	238

※1…1日1人当たりのごみ排出量=ごみの排出量(計画収集量、直接搬入量、集団回収量を加えた事業系を含む一般廃棄物の排出量)/人口/365日

※2…1日1人当たりの家庭系ごみ排出量=家庭系ごみの排出量(資源ごみを除いた家庭からの一般廃棄物の排出量)/人口/365日

3. 数値目標の達成評価

※ 令和6年度は基本計画策定年度のため未記載。

第3節 収集・運搬計画

1. 家庭系ごみの収集運搬体制

家庭系ごみの収集運搬体制の大枠は、図表2-3に示すとおりです。

(ア) 分別・排出

家庭系ごみの分別及び排出は、市が別途示す「ごみ分別マニュアル」に則して行うこととします。また、ごみは本市が指定するごみ袋を利用して排出するものとします。

(イ) 一次集積

家庭系ごみの排出は一次集積所に行くこととし、一次集積所は地区ごみステーション、地区リサイクル会場、拠点リサイクル会場、そのほか市が臨時指定する場所とします。

地区ごみステーション・地区リサイクル会場の管理は、自治会もしくは不動産会社等の管理者で行うものとします。拠点リサイクル会場・そのほか市が臨時指定する場所の管理は、原則、市が管理するものとします。

(ウ) 収集・運搬

一次集積所からの収集・運搬は、市が一般廃棄物収集運搬許可事業者へ委託するものとします。また、月に1度、市民等が中間処理施設（ごみ処理場）に無償で搬入できる日を設けます。

【図表2-3】家庭ごみの分別・排出方法

■ 地区ごみステーション／地区リサイクル会場

分類	種別	排出方法	収集頻度	一時集積方式	収集品目
燃える	可燃ごみ	市指定ごみ袋	週2回	ステーション方式	生ごみ、紙製品、衣類 等
	可燃粗大ごみ	そのまま	年6回	ステーション方式	木製棚、机、ふとん、枝 等
燃えない	不燃ごみ	市指定ごみ袋	月2回	ステーション方式	ガラス製品、陶器、包丁 等
	不燃粗大ごみ	そのまま	年6回	ステーション方式	家電製品、金属製家具 等
有害	乾電池・水銀含有製品	コンテナ	年2回	ステーション方式	乾電池、蛍光灯、鏡、水銀体温計 等
資源	缶	網袋	月1回	リサイクル会場	飲料用アルミ缶、飲料用スチール缶
	ビン	コンテナ	月1回	リサイクル会場	飲料用ビン（ふたは除く）
	白色トレイ	網袋	月1回	リサイクル会場	白色トレイ
	プラスチック類	網袋	月1回	リサイクル会場	容器包装プラスチック／プラスチック製品
	ペットボトル	網袋	月1回	リサイクル会場	飲料用ペットボトル
	新聞（チラシ）	ひも束	月1回	リサイクル会場	新聞・チラシ
	雑誌	ひも束	月1回	リサイクル会場	雑誌、本、辞典 等
	ダンボール	ひも束	月1回	リサイクル会場	ダンボール
	牛乳パック	ひも束	月1回	リサイクル会場	牛乳パック、飲料用紙パック
	ミックス紙	紙袋	月1回	リサイクル会場	紙箱、紙ファイル、封筒、はがき 等
	廃食油	ドラム缶	月1回	リサイクル会場	食用油

■ 地区ステーション以外

分類	種別	排出方法	収集頻度	一次集積方式	収集品目
燃える	可燃ごみ	市指定ごみ袋 (自己搬入)	月1回	エコパークたつおか	生ごみ、紙製品、衣類 等
	可燃粗大ごみ	そのまま (自己搬入)	月1回	エコパークたつおか	木製棚、机、ふとん、枝 等
燃えない	不燃ごみ	市指定ごみ袋 (自己搬入)	月1回	エコパークたつおか	ガラス製品、陶器、包丁 等
	不燃粗大ごみ	そのまま (自己搬入)	月1回	エコパークたつおか	家電製品、金属製家具 等
有害	乾電池・ 水銀含有製品	ドラム缶	毎日	荏崎市役所	乾電池、蛍光灯、鏡、水銀体温計 等
資源	缶	網袋	毎日 (土曜日)	荏崎市役所 (龍岡公民館グラウンド)	飲料用アルミ缶、飲料用スチール缶
	ビン	コンテナ	毎日 (土曜日)	荏崎市役所 (龍岡公民館グラウンド)	飲料用ビン (ふたは除く)
	白色トレイ	網袋	毎日 (土曜日)	荏崎市役所 (龍岡公民館グラウンド)	白色トレイ
	プラスチック類	網袋	毎日 (土曜日)	荏崎市役所 (龍岡公民館グラウンド)	容器包装プラスチック/ プラスチック製品
	ペットボトル	網袋	毎日 (土曜日)	荏崎市役所 (龍岡公民館グラウンド)	飲料用ペットボトル
	新聞(チラシ)	ひも束	毎日 (土曜日)	荏崎市役所 (龍岡公民館グラウンド)	新聞・チラシ
	雑誌	ひも束	毎日 (土曜日)	荏崎市役所 (龍岡公民館グラウンド)	雑誌、本、辞典 等
	ダンボール	ひも束	毎日 (土曜日)	荏崎市役所 (龍岡公民館グラウンド)	ダンボール
	牛乳パック	ひも束	毎日 (土曜日)	荏崎市役所 (龍岡公民館グラウンド)	牛乳パック、飲料用紙パック
	ミックス紙	紙袋	毎日 (土曜日)	荏崎市役所 (龍岡公民館グラウンド)	紙箱、紙ファイル、封筒、はがき 等
	廃食油	ドラム缶	毎日 (土曜日)	荏崎市役所 (龍岡公民館グラウンド)	食用油
	家電リサイクル品	そのまま	年2回	荏崎市役所	テレビ、洗濯機・乾燥機、冷蔵庫・冷凍庫、 エアコン

【図表2-3】家庭系ごみ・資源物収集地区分け

No.	対象地区	可燃ごみ	不燃ごみ	可燃粗大ごみ	不燃粗大ごみ	資源ごみ
1	一ツ谷、水神、本町、栄、 富士見ヶ丘、中央町、若宮、 富士見、中島、岩下、上ノ山	毎週2回 (月・木曜日)	月2回 (第1・第3水曜日)	2カ月に1回 (偶数月 第2水曜日)	2カ月に1回 (奇数月 第4水曜日)	月1回 (毎月 第1火曜日)
2	穂坂町、藤井町、中田町、岩根	毎週2回 (月・木曜日)	月2回 (第1・第3水曜日)	2カ月に1回 (奇数月 第2水曜日)	2カ月に1回 (偶数月 第4水曜日)	月1回 (毎月 第2火曜日)
3	穴山町、円野町、清哲町、 神山町、上祖母石、下祖母石	毎週2回 (火・金曜日)	月2回 (第2・第4水曜日)	2カ月に1回 (偶数月 第1水曜日)	2カ月に1回 (奇数月 第3水曜日)	月1回 (毎月 第3火曜日)
4	旭町、大草町、龍岡町	毎週2回 (火・金曜日)	月2回 (第2・第4水曜日)	2カ月に1回 (奇数月 第1水曜日)	2カ月に1回 (偶数月 第3水曜日)	月1回 (毎月 第4火曜日)

(工) 市では収集しないもの（排出者処理物）

次で掲げるものは、ごみステーション等へ排出できません。

- ・ 個別リサイクル法に基づきメーカー等により回収される一般廃棄物
- ・ 峡北広域環境衛生センターにて処理が出来ない（困難な）一般廃棄物

【図表2-4】市では収集しないもの

品目	処理方法
家電リサイクル品 (テレビ(ブラウン管、プラズマ、液晶等)・冷蔵庫・冷凍庫・エアコン・洗濯機・衣類乾燥機)	家電リサイクル法に基づき、購入した際に家電量販店等に引き渡す又は、10月及び3月に市が委託した収集運搬業者に引き渡すか、排出者が自ら引き取り場所に搬入するかいずれかにより排出する。
パソコン (デスクトップ型パソコン本体、ノートパソコン本体、ディスプレイ(CRT、液晶))	排出者は、購入した際に家電量販店等に引き渡すか、パソコンメーカーまたは販売する事業者へ回収を依頼する。なお、引渡し先がない場合は、「一般社団法人パソコン3R推進協会」に回収を依頼する
産業廃棄物 (農業用プラスチック、建築廃材、自動車部品等)	排出者は、県が許可した産業廃棄物収集運搬業者に引き渡すか、農業用廃プラスチックについては、農業協同組合又は山梨県農業用廃プラスチック処理センターにて処理を依頼する。
自動二輪車	排出者は、「廃棄二輪車取扱店」又は「指定引取窓口」に持ち込み引取を依頼する。
消火器	排出者は、「消火器リサイクル推進センター」に登録された特定窓口にて引き渡す。
処理が困難なもの (タイヤ、バッテリー、スプリングの入ったソファ・マットレス等)	排出者は、自らが解体処理及び分別の上、可燃ごみ及び不燃ごみにて排出が可能な場合はごみステーションに搬入し、解体等も困難な場合は処理困難物を処理する業者に依頼する。

2. 事業系ごみの収集運搬体制

(ア) 事業系ごみの処理責任について

事業系ごみは、排出者である「事業者」が処理責任を有するものとします。

廃棄物処理法等に基づき事業者自らが分別を行い、峡北広域環境衛生センターに有償搬入するか、市が許可した一般廃棄物収集運搬許可業者に委託し、峡北広域環境衛生センターまたは一般廃棄物処分許可業者へ搬入するものとします。

(イ) 市が直接運営する公共施設のごみの収集・運搬について

市が直接運営する施設のごみについては、家庭系ごみの例により分別し、中間処理施設へ直接搬入ができるものとします。

第3節 中間処理計画

収集・運搬した廃棄物は、下記および図表2-5に示すとおり中間処理を行います。

1. 可燃ごみ・不燃ごみの中間処理

可燃ごみ・不燃ごみの中間処理は、峡北広域事務組合（韮崎市、北杜市、甲斐市）が所管する峡北広域環境衛生センター／エコパークたつおか（図表2-6）で行うものとします。

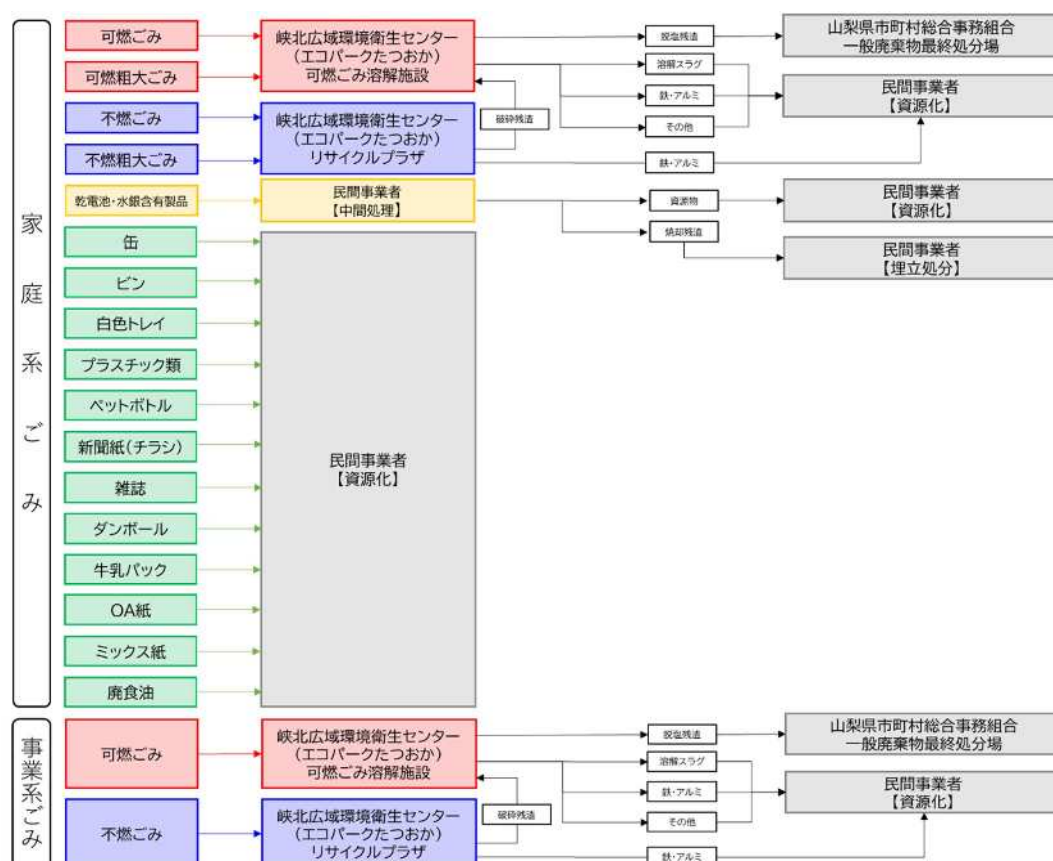
2. 有害ごみの中間処理

有害ごみの中間処理は、民間の処理事業者（図表2-7）へ委託するものとします。

3. 資源ごみの中間処理

資源ごみの中間処理は、民間の処理事業者（図表2-8）へ委託するものとします。

【図表2-5】ごみ処理フロー



【図表 2-6】 中間処理施設（エコパークたつおか）

焼 却 施 設	施設名称	峡北広域環境衛生センター ごみ熱分解・焼却溶融施設
	建築面積	5,602 m ²
	処理方法	キルン式ガス化溶融炉
	処理能力	160 t / 日（80 t / 日×2 炉）
	受入・供給施設	ピットアンドクレーン方式
	燃焼方式	熱分解ガス化溶融施設 全連続式（24 時間運転）
	燃焼ガス冷却設備	廃熱ボイラー及び水噴射ガス霊薬式減温塔
	排ガス処理施設	除塵用及び脱塩用バグフィルタ
	余熱利用設備	廃熱ボイラー
	通風設備	平衡通風方式
	灰出し設備	脱塩残渣処理施設
	発電設備	発電出力 1,500kW
	排水処理設備	炉内噴霧高温酸化処理、ろ過旧脚及び塩類除去 等

リ サ イ ク ル プ ラ ザ	施設名称	峡北広域環境衛生センター リサイクルプラザ
	建築面積	1,170 m ²
	破碎機形式	横型高速回転式破碎機
	処理能力	15 t / 5h（不燃ごみ 13.5t、不燃粗大ごみ 1.5t）
	受入・供給施設	エプロンコンベア式
	選別設備	機械選別・手選別
	搬送設備	ベルトコンベア
	集塵設備	バグフィルタ、サイクロン、排風機、脱臭装置
	貯留・排出設備	圧縮成型方式、貯留場
	選別種類	4 種（鉄、アルミ、可燃、不燃）

※ 焼却施設においては、焼却残渣から鉄・アルミを回収し、焼却灰については溶融スラグにし、資源としてリサイクルを行う。

※ 不燃ごみ（不燃粗大ごみ）の処理については、破碎、選別後、鉄、アルミは回収し、可燃物については焼却施設にて処理を行い、不燃残渣については最終処分を行う。

【図表 2-7】 有害ごみの中間処理の概要

《有害ごみ（乾電池）の中間処理》

名称	野村興産株式会社イトム力鉱業所
所在地	北海道北見市留辺蘂町富士見 217 番地 1
処理方式	選別、焙焼、凝縮、精製
処理量	7.9 t / 年

《有害ごみ（蛍光灯）の中間処理》

名称	野村興産株式会社イトム力鉱業所
所在地	北海道北見市留辺蘂町富士見 217 番地 1
処理方式	破碎、選別、焙焼、凝縮、精製
処理量	2.3 t / 年

《有害ごみ（不燃ごみ（鏡等ガラスくず））の中間処理》

名称	高野産業株式会社葦崎リサイクルプラント
所在地	葦崎市下祖母石 2278 番地
処理方式	選別、破碎
処理量	0.7 t / 年

《有害ごみ（不燃ごみ（鏡等ガラスくず））の中間処理》

名称	オリックス資源循環株式会社寄居工場
所在地	埼玉県大里郡寄居町大字三ヶ山 313 番地
処理方式	焼却、熔融
処理量	0.4 t / 年

【図表 2-8】 資源ごみの処理施設

《缶類（アルミ缶・スチール缶）の処理》

名称	株式会社西商店
所在地	葦崎市龍岡町下條南割 445 番地 1
処理方式	選別、圧縮、保管
処理量	18 t / 年

《紙類（新聞紙・チラシ・雑誌・ダンボール・牛乳パック）の処理》

名称	国土興産株式会社津金リサイクルセンター
所在地	北杜市須玉町下津金 4305 番地
処理方式	選別、圧縮、保管
処理量	新聞・チラシ 388 t / 年 雑誌 188 t / 年 段ボール 173 t / 年 紙パック 3 t / 年

《紙類（ミックス紙）の処理》

名称	国土興産株式会社津金リサイクルセンター
所在地	北杜市須玉町下津金 4305 番地
処理方式	選別、圧縮、梱包、保管
処理量	43 t / 年

《びん類（無色・茶色・その他）の処理》

名称	株式会社西商店
所在地	韮崎市龍岡町下條南割 445 番地 1
処理方式	選別、保管
処理量	無色 25 t / 年 茶色 23 t / 年 その他 16 t / 年

《プラスチック類・白色トレイの処理》

名称	株式会社西商店
所在地	韮崎市龍岡町下條南割 445 番地 1
処理方式	選別、圧縮、保管 ※左記処理は白色トレイのみ該当、プラスチックは選別のみ

《ペットボトルの処理》

名称	株式会社西商店
所在地	韮崎市龍岡町下條南割 445 番地 1
処理方式	選別
処理量	22 t / 年

《廃食油の中間処理》

名称	信陽製油株式会社
所在地	中巨摩郡昭和町上河東 401 番地
処理方式	沈殿、油水分離、加熱
処理量	2 t / 年

【図表 2-9】 その他の処理施設

《事業系一般廃棄物（道路清掃ごみ）の中間処理施設の概要及び処理量》

名称	高野産業株式会社韮崎リサイクルプラント
所在地	韮崎市下祖母石 2 2 7 8 番地 1 外 2 筆
処理方式	選別、破碎
処理量	820 t / 年

《事業系一般廃棄物（道路清掃ごみ）の中間処理施設の概要及び処理量》

名称	オリックス資源循環株式会社寄居工場
所在地	埼玉県大里郡寄居町大字三ヶ山313番地
処理方式	焼却、熔融
処理量	240 t /年

第4節 最終処分計画

1. 可燃ごみ・不燃ごみの最終処分

エコパークたつおかの中間処理後の残渣に関しては、山梨県市町村総合事務組合立の一般廃棄物最終処分場に埋め立てするものとします。

2. 有害ごみの最終処分

有害ごみの最終処分は、民間事業者へ委託するものとします。

【図表2-10】最終処分の概要

《焼却残渣等の最終処分場》

名称	山梨県市町村総合事務組合立 一般廃棄物最終処分場
管理者	山梨県市町村総合事務組合
所在地	山梨県笛吹市境川町上寺尾地内
処理対象廃棄物	焼却残渣（主灰）、焼却残渣（飛灰）、破碎ごみ、処理残渣
埋立地面積	28,570 m ²
全体容量	302,000 m ³
供用開始年度	平成30年度
埋立完了年度	2038年度（令和20年度）
処理区域	山梨県全市町村

《水銀含有物の最終処分委託先》

名称	野村興産株式会社 イトカム鉱業所
管理者	野村興産株式会社
所在地	北海道北見市瑠辺薬町富士見217番地1
処理対象廃棄物	水銀含有物
全体容量	40,000 m ³

第5節 その他ごみ処理に関し必要な事項

1. 不法投棄対策

不法投棄対策は監視パトロールを実施するとともに、違法行為に対して厳正な対応をします。

2. 災害廃棄物処理対応

風水害などの自然災害が発生した際は一時的に大量の廃棄物が発生するため、「蕪崎市災害廃棄物処理計画」に基づき、がれき等の災害廃棄物を処理し、生活環境の汚染防止に努めます。

3. 一般廃棄物処理業の許可について

一般廃棄物処理（収集運搬）業の許可は、中間処理量が減少傾向にあるため、令和6年度の新規許可は行わないものとします。

ただし、年度途中で事業者不足により収集運搬に支障が生じると認められる場合や市内中間処理施設へ荷卸のみを行う場合等において、一般廃棄物処理業の新規許可を行うものとします。

第3章 施策の展開

廃棄物の減量化や資源化に関する各種施策については、韮崎市一般廃棄物処理基本計画で策定した基本方針に則り、随時推進をするものとします。

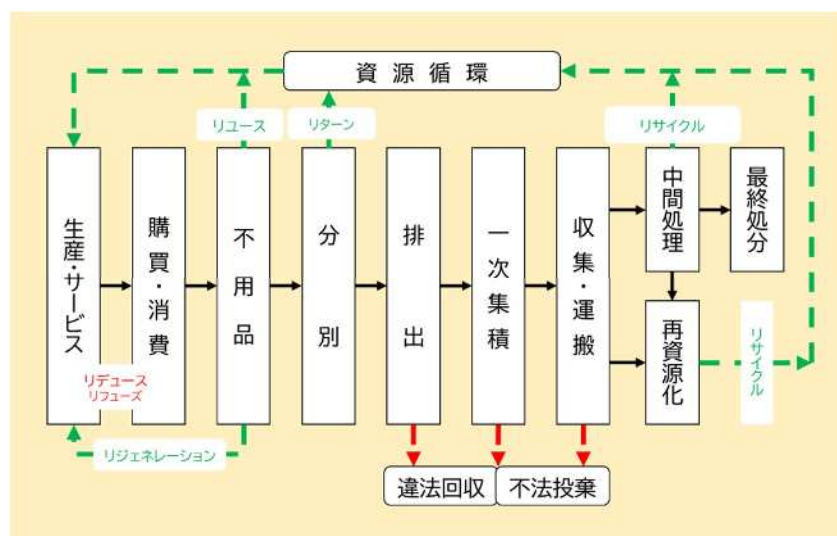
【基本方針①】持続可能な一般廃棄物処理システムの構築

持続可能な一般廃棄物処理システムを構築するため、市民サービスの低減を極力抑えたうえ、ごみ処理費用の抑制、収集運搬体制の安定化、中間処理機能の維持、災害時の対応強化を目指します。

一般廃棄物処理システムの見直し

廃棄物の発生フローに基づき、費用の観点、市民サービスの観点、継続性の観点から、一般廃棄物処理システム全体の見直しを行い、持続的に稼働できる制度構築を目指します。

【図表 3-1】一般廃棄物処理システム（廃棄物発生フロー）（再掲）



1. 廃棄物処理における各種制度の見直し

費用の観点、市民サービスの観点、継続性の観点から、廃棄物の発生フローにおける廃棄物処理（分別、排出、一次集積、収集・運搬、中間処理、最終処分）や発生抑制・資源化（リデュース、リフューズ、リジェネレーション、リユース、リターン、リサイクル、）の手法や制度について再検討を行い、持続可能な制度構築に努めます。

2. ごみステーションの在り方の見直し

ごみステーションの設置箇所や設置数を見直しによる適正化を図ります。また、自治会の負担軽減のため、ごみステーションの管理に対する支援策の検討を行います。

3. 一般廃棄物処理有料化の検討

原材料費の高騰や円相場変動の影響により、指定ごみ袋の作製単価が大幅に増加したため、指定ごみ袋の値上げを随時検討します。また、中間処理費が増加傾向にあるため、粗大ごみ処理の有料化について研究します。

4. 一般廃棄物処理に係る費用の抑制

各種制度の見直し、整合性を図り、一般廃棄物処理に係る費用の抑制のための手法を検討します。また、廃棄物処理の中間処理費が増加傾向にあるため、中間処理費の手数料値上げについて峡北広域行政事務組合と協議・検討を行います。

災害時の一般廃棄物処理の対応強化

韮崎市災害廃棄物処理計画の更新や体制の見直しを行い、災害時の廃棄物処理を円滑かつ迅速に対応できる体制構築を目指します。また、災害廃棄物が排出されにくい環境形成を目指します。

1. 災害廃棄物処理対策計画の見直し

災害廃棄物処理対策計画を定期的に見直し、最新の情報が記載された状態を保ちます。併せて、災害廃棄物が排出されにくい環境形成の促進について検討します。

2. 災害時の処理体制・連絡体制の構築

災害時の想定処理体制や連絡体制を構築します。また、計画の定期見直しに合わせて情報を更新し、最新情報が記載された状態を保ちます。

3. 災害廃棄物処理事業の実務フローの策定

災害時の作業を滞りなく実施するため、災害時の対応イメージした実務フローを策定します。また併せて必要と想定されるチラシや書類を準備しておきます。

4. 仮置き場等の設営等の訓練実施の検討

被災時に仮置き場の設置等を滞りなく対応するため、災害廃棄物仮置き場設営訓練の実施を検討します。

一般廃棄物収集運搬体制の維持

一般廃棄物や資源物の収集運搬事業者をソーシャルワーカーとして位置づけ、適正も一般廃棄物収集運搬ができる体制の維持に努めます。また、違法回収事業者に対する処置の強化を検討します。

1. 一般廃棄物処理業許可制度の見直し

一般廃棄物処理業の許可制度の見直しを行い、収集運搬、処分等に係る許可要件や許可取り消しや事業停止などの行政処分の要件を明確にします。また、併せて許可等に係る手数料の見直しを行います。

2. 違法回収事業者への対応強化

違法回収事業者への対応を強化するため、市民に対する広報・周知を強化します。また、違法回収事業者への指導体制の構築を検討します。

3. 収集・運搬体制の広域連携の検討

一般廃棄物や資源物の収集・運搬体制の広域連携の可能性について研究します。

中間処理施設の移転への対応

令和13（2031）年度に予定をしている中間処理施設の移転時に、安定してごみ処理サービスを提供できるように計画的にその対応を進めていきます。

1. 新ごみ処理施設に合わせたごみ分別マニュアルの改定・周知

西部広域ごみ処理場の受入可能な廃棄物に合わせて、ごみ分別マニュアルを改定します。また、西部広域ごみ処理場の稼働前に広く市民に周知ができるように広報します。

2. 新ごみ処理施設に合わせた収集運搬体制の構築

運搬時間の大幅な増加が見込まれるため、一般廃棄物収集運搬事業者との対話を強化し、計画的に収集運搬体制の強化をしていきます。

3. 現行ごみ処理サービスへの影響調査及び対応方法の検討

中間処理施設の移転に伴う現行ごみ処理サービス（動物の死がい収集運搬や「自己搬入の日」等）への影響を調査し、対応方法を検討していきます。

【図表3-2】基本方針①の施策体系



【基本方針②】循環型社会の推進

循環型社会形成の達成のため、廃棄物の適正な分別及び廃棄物の発生抑制に努めるとともに、廃棄物の資源循環率を高め、中間処理量を減らし、最終処分をしない環境の構築を目指します。

適正な分別の推進

家庭系ごみの適正な分別が出来る体制の維持に努め、事業系ごみの適正な分別を推進します。また、峡北広域事務組合と連携や情報共有により、現況把握しながら適正な分別を推進します。

1. 家庭系ごみの分別の広報強化

家庭系ごみの分別に関して定期的な広報やホームページの掲載情報の見直しを行い、廃棄物の適正な分別を推進します。

2. 家庭系ごみ分別検索サイトの随時更新

家庭系ごみ分別検索サイトを随時更新し、ごみ分別の最新情報をいつでも確認できるようにするとともに、分別に関する問い合わせ等の知見を蓄積することで廃棄物の適正な分別を推進します。

3. 家庭系ごみの分別における段階的ルール設定の検討

高齢者のみの世帯や賃貸暮らしの世帯において、市が指定する分別ルールの全て守ることは困難であるため、市民の生活環境に合わせた分別の段階的ルール（最低限の分別、最良の分別等）の設定を検討します。

4. 事業系ごみの適正排出の促進

事業系ごみの適正排出の促進のため、定期的にパンフレットを作成し、配布します。また、小規模事業者向けの事業系ごみの適正排出に向けた支援策を研究します。

廃棄物の発生抑制

廃棄物の発生フローに基づき、発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）の観点から廃棄物の発生抑制を推進します。また、廃棄物の発生抑制誘因の確保や受益者負担の観点から、ごみ処理の有料化について再検討を行います。

1. 生ごみの減量化・再資源化の促進

生ごみの減量化のため、生ごみ処理機等に補助金を交付し、その普及促進を図ります。また、生ごみの発生抑制に対する促進策を研究します。

2. リユースの促進

リユースの促進をするため、フリマアプリ・サイトとの連携を検討します。また、民間団体のフリーマーケット開催等の促進施策を研究します。

3. 一般廃棄物処理有料化の検討（再掲）

廃棄物の発生抑制の誘因となるため、一般廃棄物有料化の検討を行います。

4. 剪定枝の処分方法の検討

一般家庭から出る剪定枝の処分方法について、焼却以外の処理方法を研究します。

廃棄物の再資源化（リサイクル）の促進

循環型社会の形成促進及び廃棄物の中間処理量・最終処分量の削減のため、廃棄物の再資源化（リサイクル）を促進します。また、廃棄物を資源化しやすい環境の形成を目指します。

1. 資源ごみの種類の見直し

収集する資源ごみの種類の新規追加や廃止等について、随時見直しを行います。見直しは、費用対効果の観点から家庭系ごみの中間処理費用の1kg単価と比較し、検討を行うものとします。

2. 資源ごみの排出機会の創出

資源ごみの排出機会を創出するため、排出場所の新規設置等に関する民間事業者との連携を模索します。

3. 落ち葉の堆肥化促進の検討

一般家庭から出る落ち葉の堆肥化の手法を研究します。

4. 家庭系ごみの金属の売買の促進の検討

家庭系ごみのうち、金属等の有価物となりえる資源の売買の促進策を研究します。

中間処理量・最終処分量の削減推進

資源の有効活用促進や温室効果ガスの排出削減のため、中間処理量の削減を推進します。また、最終処分場の長期間利用を可能とするため、最終処分量の削減を推進します。

1. 中間処理量・最終処分量の削減の促進

廃棄物の発生抑制や再資源化の促進により、中間処理量の削減や最終処分量の削減を推進します。

【図表3-3】基本方針②の施策体系



【基本方針③】社会変化に応じた市民サービスの提供

社会の変化に応じて生じる需要や課題に応じた市民サービスの提供について、費用の観点、市民サービスの観点、継続性の観点から検討・実施し、住みやすいまちづくりの形成を目指します。

多様な処理困難物への対応

市が処理出来ない廃棄物（処理困難物）は、排出者が処分することとしています。処理困難物の処分方法を明確にし、処理の方向付けを強化することで適正な処理を推進します。

1. 処理困難物の処理方法の明示化

処理困難物を処分する場合の処理方法や委託先を明確にし、処理困難物が適正に処理されるように方向付けを強化します。

2. 処理困難物の処理方法の広報強化

処理困難物の処分方法について、広報誌やホームページ等で周知し、処理困難物の適正処理を促進します。

3. 処理困難物の処分機会の創出の検討

処理困難物のうち、排出者個人で処分を行うことが困難かつその処分に関する需要が多い場合、処分機会の創出について検討をします。

高齢化・国際化・孤独化への対応

多様性社会において、共通傾向にある高齢化・国際化・孤独化に対応した一般廃棄物処理システムの構築を目指します。

1. 高齢者へのごみの分別支援策の検討

高齢者が、ごみの分別において困難に感じている事項について、その支援策を検討します。

2. 高齢者へのごみの排出支援策の検討

高齢者が、ごみの排出において困難に感じている事項について、その支援策を検討します。

3. 多言語対応の広報手法強化の検討

多国籍化に対応するため、多言語対応の広報手法について強化を検討します。

4. 家庭系ごみの分別における段階ルールの設定（再掲）

高齢者のみの世帯や賃貸暮らしの世帯において、市が指定する分別ルールの全て守ることは困難であるため、市民の生活環境に合わせた分別の段階的ルール（最低限の分別、最良の分別等）の設定を検討します。

5. 資源ごみの排出の機会の創出（再掲）

資源ごみの排出機会を創出するため、排出場所の新規設置等に関する民間事業者との連携を

模索します。

6. 有償常設ごみステーションの設置の検討

働き方の変化への対応や介護世帯のおむつ等に対するごみ出し支援のため、有償の常設ごみステーションの設置について研究します。

不法投棄の抑制

不法投棄がされにくい環境形成と不法投棄が早期に解決出来る制度の構築を目指します。また、不法投棄者へ罰則適応ができる体制構築の検討をします。

1. 不法投棄を早期解決できる制度の確立

不法投棄物の発見後、速やかに土地所有者に通知し、不法投棄が早期解消されやすい制度を確立します。

2. 不法投棄者へ罰則の適応ができる体制構築の検討

多く不法投棄事案において、不法投棄者を特定できずに土地所有者が処分費を支払う「捨て得」の状態が続いています。そのため、不法投棄者に対して罰則を適応する場合の要件の明確化やその連絡体制等の構築について研究します。

空き家等のごみへの対応

空き家や空き店舗から大量に排出されるごみの適正分別や処理ができる制度の構築を図ります。

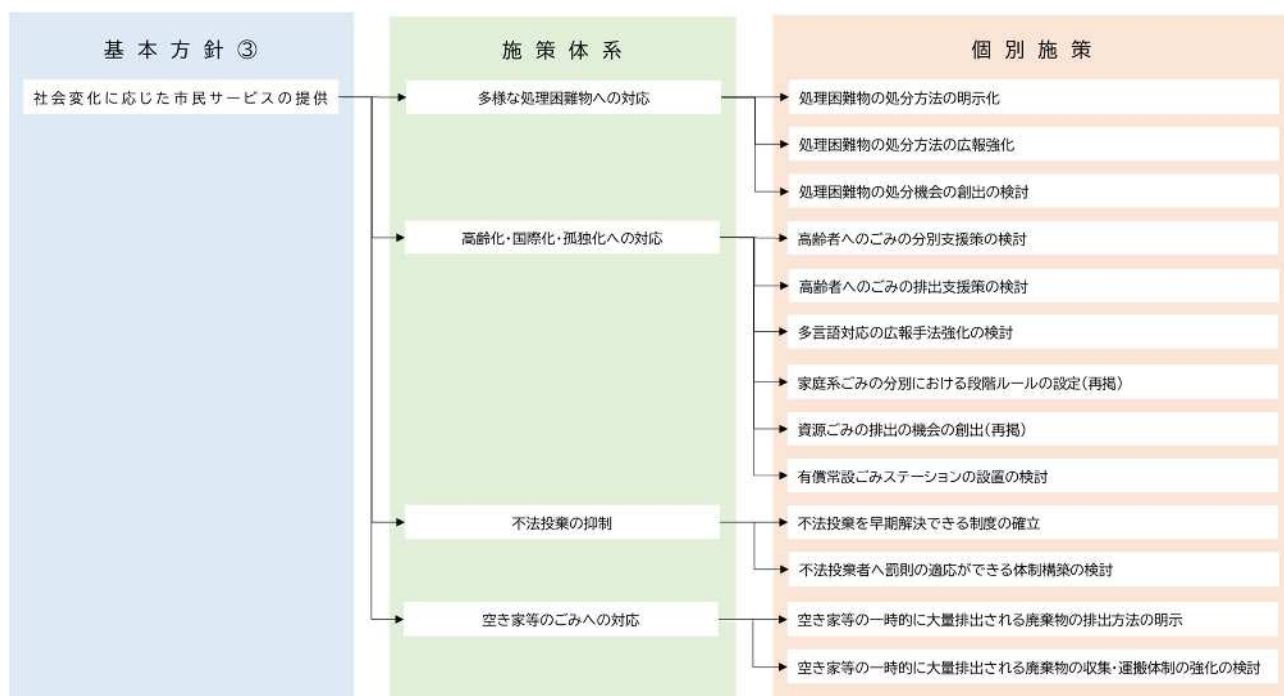
1. 空き家等の一時的に大量排出される廃棄物の排出方法の周知

一時的に大量排出される廃棄物の排出方法について明示し、適正な分別や排出を促進します。

2. 空き家等の一時的に大量排出される廃棄物の収集・運搬体制の強化の検討

一時的に大量排出される廃棄物の収集・運搬体制について、一般廃棄物収集運搬事業者と連携を行い、空き家等の一時的に大量排出される廃棄物に特化した収集・運搬体制を構築できるか検討をします。

【図表3-4】基本方針③の施策体系



第4章 生活排水処理実施計画

第1節 し尿・浄化槽汚泥の区分及び排出量の見込み

1. し尿・浄化槽汚泥の区分及び排出量の見込み

し尿・浄化槽汚泥の区分及び排出量の見込みは下記の表のとおりです。

区分	主なもの	収集運搬主体	収集回数	発生量 (kl/年)
し尿	汲み取り式便所	許可業者	定期または 申込みの都度	545
浄化槽汚泥	合併処理浄化槽 又は単独処理浄化槽	許可業者	浄化槽清掃 実施の都度	3,953
合計				4,498

第2節 収集運搬計画

1. 浄化槽の管理

浄化槽を管理している者（浄化槽管理者）は、定期的に浄化槽の保守点検及び清掃を実施しなければならない。

保守点検については、山梨県知事の登録を受けた浄化槽保守点検業者に委託し実施、清掃については、市長が許可した浄化槽清掃業者に委託して年1回以上実施するものとする。

2. し尿及び浄化槽汚泥の収集

浄化槽及びし尿の収集については、それぞれ下記のとおりとします。

（ア）浄化槽汚泥

浄化槽管理者は、市長が許可した一般廃棄物収集運搬業者のうち、し尿・汚泥の許可を受けた業者に収集を依頼し、南部衛生センターし尿処理施設へ搬入する。

（イ）し尿

一般家庭、店舗及び事務所等の汲み取り式便所から排出されるし尿は、市が許可した一般廃棄物収集運搬業者のうち、し尿・汚泥の許可を受けた事業者へ収集を依頼し、バキューム車により定期的に収集し、南部衛生センターし尿処理施設へ搬入する。

第3節 処理計画及び処理施設について

し尿及び浄化槽汚泥の処理は下記のとおり行うこととします。

1. し尿等処理施設

し尿等については、本市、北杜市及び甲斐市（一部）において構成する峡北広域事務組合で処理します。

施設所在地	韮崎市栄2丁目5番48号
全体敷地面積	6,400 m ²
施設名称	南部衛生センターし尿処理施設
処理方法	高速酸化方式
処理能力	72kl/日（36kl/日×2基）
希釈水の種類	地下水 希釈倍率：10倍 放流先：塩川
汚泥の処理	脱水

2. 公共下水道処理施設

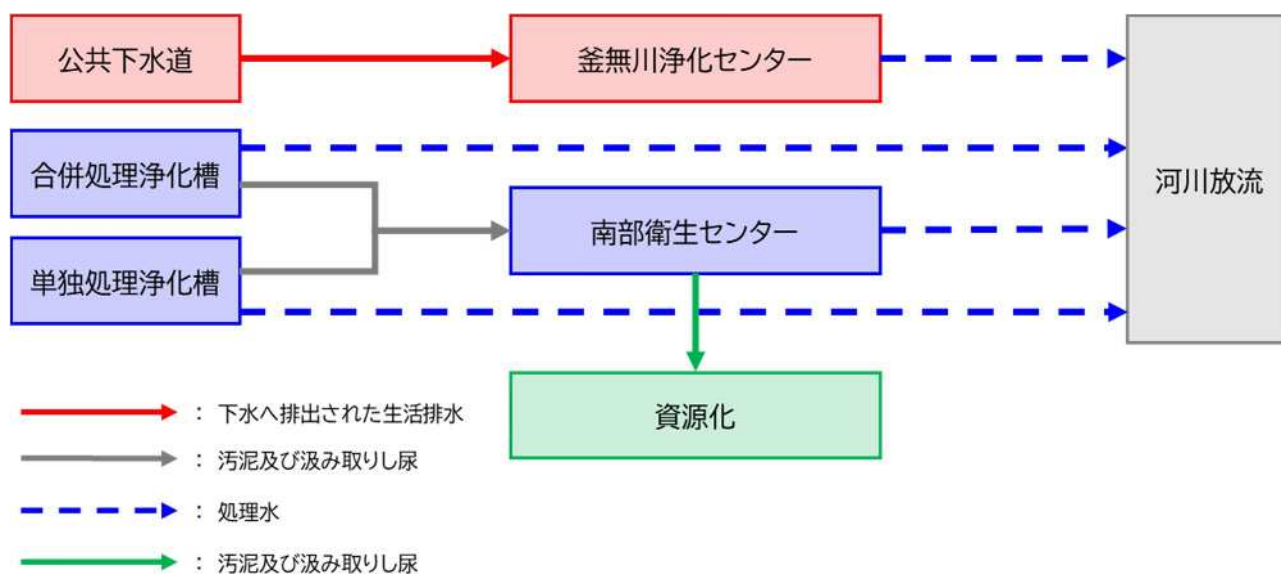
公共下水道処理については、公益財団法人山梨県下水道公社が管理する釜無川浄化センターで処理します。

施設所在地	南巨摩郡富士川町長澤 1790 番地
施設名称	釜無川浄化センター
処理方法	標準活性汚泥法
処理能力	74,000 m ³ /日
放流先	坪川

3. 処理フロー図

し尿及び浄化槽汚泥の処理フローは、図表4-1に示すとおりとします。

【図表4-1】生活排水処理フロー



4. 発生抑制・排出抑制計画

主な事業名	事業概要
下水道接続の促進	広報等による定期的な啓発／市ホームページにより啓発
合併処理浄化槽への切り替え	公共下水道認可区域外での合併処理浄化槽新規設置及び単独処理浄化槽からの切り替えの一部を補助
法定検査の受検観奨	浄化槽設置届出書提出時に法定検査（浄化槽法第7条及び第11条）の受検申込書の添付を必須としている。